令和８年度 第５回諏訪区地域協議会
次第

日時：令和８年８月27日（木）19:00～
会場：諏訪地区公民館　集会室

1 開会

2 あいさつ

3 議題
⑴ 自主的な審議
地域活動資金の確保　カプセルトイ☆すわ

⑵ 報告事項
市民の消火栓使用について（危機管理課）

4 その他
⑴ 次回開催日程について

日　　時：令和　　年　　月　　日（　　）午後　　時から
会　　場：
内　　容：

⑵ その他

5 閉会

〔資料〕
・次第
・資料№1 地域活動資金の確保　～カプセルトイ☆諏訪～
・資料№2 市民の消火栓使用について（お知らせ）

～　地域協議会における会議の心得　５か条　～
その１　自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
その２　発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
その３　建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
その４　話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
その５　個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和8年度第5回諏訪区地域協議会
令和8年8月27日
3議題（1）自主的な審議
資料No.1

第５期諏訪区地域協議会自主的な審議テーマ

地域活動資金の確保　～カプセルトイ☆諏訪～

1 目的

地域団体の共通課題である資金確保について取り組み、活動の後押しをするとともに、いつまでも遺したい諏訪の里の魅力と歴史をカプセルに詰め、地域の活力向上と魅力発信に繋げる。

2 課題解決のための取組内容

各団体が諏訪の里への想いを込めた“モノ”をカプセルに詰め、カプセルトイとして地域活動の場で販売する。

3 団体が問題としている事項から捉える地域課題と解決策（テーマ決定の経緯）

団体の現在の共通課題	課題の解決策
○人員の確保 ・人口減少、高齢化、少子化、学校統合により、地域活動に協力・参加できる人材に限りがある。 ○活動資金の確保 ・資金を生み出せる活動でない。 ・協賛を期待できる企業等が地域に無い。 ○活動の周知、伝承、保持 ・地域内でも活動を知られていない。 ・「上越市諏訪区」を広く周知したい。 ・「諏訪」の素晴らしい環境や歴史等を守り伝えたい。	○過去 ・これまで地域課題の解消に向けて活動を継続してきた団体の課題に取り組み、支援する　…**活動資金の確保** ○現在・将来 ・変わりゆく“諏訪の里”の歴史と現在の姿を、地域の人の心に残しつつ、未来へと発展する…**地域のシンボル的な施設や愛着のある場所、物などを後世に残す**

4 検討の方針、理念、大切にしたいことなど

- 地域で収益を得て、団体に分配する
- 地域内での資金の循環も視野に入れる
- 安定して継続できる（一過性のものでない）
- 二貫寺の森など地域資源を活用する
- 地域外からも諏訪の魅力を感じられる
- 諏訪の良さや懐かしさを感じられる
- 子どもに配慮した価格設定とする

5 対象（主なターゲット）　※活用事業の来場者想定割合

- 諏訪地区住民　　60%
- 諏訪に訪れた方　　10%
- 諏訪地区出身者　　30%

6 実施主体

・

7 活用想定団体・事業

・諏訪地区で活動し、営利を目的としない団体

団体名	活動状況	活用が想定される事業
移住促進諏訪の会	諏訪地区で活動する団体	移住促進フォーラム
すわっ子クラブ		二貫寺の森活動 ハロウィン わくわく交流事業　など
諏訪の里づくり協議会		健康推進活動 諏訪まつり 炭焼き体験　など
未楽来すわ		各団体への素材提供
芳澤謙吉翁顕彰会		茶会、講演会
NPO 法人緑とくらしの学校	二貫寺の森管理団体	自然体験学習会 野鳥観察会　など

8 活用のタイミング、設置場所

各団体が実施するイベントなどで活用し、店舗や施設等に常設しない。

9 カプセルの内容物

・内容物の制作、補充は活用団体が行う
・参加料は全て活用団体の収益とする

10 想定される管理事項

	項目	懸念事項	委員・事務局支援
令和９年度	補助申請実績報告		可
	利用回数管理	取りまとめ	
	内容物発注	団体との協議、とりまとめ	可
	予算分配	団体毎の必要数量分配	可
	報道への発信		可
令和９年度以降	マシン本体の貸出管理	日程調整 保管場所確保	
	必要消耗品の補充	不足カプセルの補充	
	団体からの相談受付	内容物の作成等	
	運営方針・基準の作成	団体以外への貸出等	

11 活動原資と必要経費

費目	金額	説明
カプセルトイマシン（本体）	@40,000×2 台＝80,000 円	
トイ	@200×50 コ×8 回＝80,000 円	アクリル板など
カプセル	@50×50 コ×8 回＝20,000 円	原則返還
ボールチェーン	@50×50 コ×8 回＝20,000 円	
包装	@20×50 コ×8 回＝8,000 円	ビニル袋など
周知チラシ等	A3@16×250 軒×8 回＝32,000 円	全戸チラシ配布
印刷費	@10×両面×250 軒×8 回＝40,000 円	
計	280,000 円	

※カプセルトイの参加料 500 円/回で設定することを見込む

12 スケジュールと役割分担

時期	内容	実施者		
		主体	各団	地協
令和８年 12 月	補助事業提案	○		△
令和９年１月～3 月	カプセル内容物協議	○		
	補助事業審査			○
令和９年４月	補助事業申請／年間利用予定確認	○		
令和９年５月	必要物品発注	○		
令和９年６月	カプセル内容物制作		○	
	カプセル内容物発注	○		
令和９年７月～	活用開始		○	
	実績確認・報告	○	○	△
令和 10 年３月	補助事業実績報告	○		△

13 その他

・想定団体以外（店舗や学校等）への貸出等は、活用開始後１年以内に検討する。
・初年度補助事業提案時にカプセルトイマシン（本体）ほか、必要消耗品を計上。次年度以降は運営コストと考えられるため、必要経費は初年度で計上する。
・補助事業の提案は実施主体となる団体が取りまとめ提案。

令和8年度第5回諏訪区地域協議会
令和8年8月27日
3議題（2）報告事項
資料No.2
危機管理課

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】
- 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。
- 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】
- 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】
- 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】
- 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- 消火栓の操作に関する訓練
- ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）



【消火栓を使用した消火活動の例】
- 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】
- ホースは使用できる状態か。
- 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ

